

岐阜県建設工事共通仕様書等の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている、建設工事共通仕様書、施工管理基準、写真管理基準(案)、工事関係書類様式、施工管理関係書類様式の改定を行うものである。

【主な改定点】

仕様書全体

- ・国土交通省、農林水産省等の共通仕様書改定に伴うもの
- ・誤字、誤記等の修正
- ・適用すべき基準図書の追加、訂正、削除
- ・適用する法令、JIS、通知等の改正に伴うもの
- ・項ずれに伴うもの

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-11 施工体制台帳

- ・第1項「一般事項」について、「発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる場合は、提出は不要とする。」を追加

1-1-14 調査・試験に対する協力

- ・第7項「施工形態動向調査」、第8項「モニタリング調査追加標準歩掛改定に関する調査」、第9項「施工状況調査追加施工パッケージに関する調査」を第4項「施工合理化調査」に統合
- ・「施工実態調査」を第1項に追加

1-1-20 建設副産物

- ・第3項「法令遵守」について、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（令和5年1月）」を「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（令和6年6月）」に修正
- ・第5項「再生資源利用計画」について、「法令等に基づき」を追加

1-1-24 出来形検査

- ・「(3)週休二日の履行状況」を追加

1-1-29 工事関係者に対する措置請求

- ・第2項「特例監理技術者」を削除

1-1-30 週休二日の対応

- ・「週休二日の対応」の記載を修正

1-1-31 工事中の安全確保

- ・第1項に「最新の」を追加
- ・第1項の「令和5年3月」を削除
- ・第15項の「南海トラフ地震防災対策推進地域における工事」の(2)の「第1編 1-1-53」を「第1編 1-1-54」に修正
- ・第22項の「または特例監理技術者」を削除

1-1-37 交通安全管理

- ・第13項「通行許可」について、「道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第172号）」を「道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）」に、「道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）」を「道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）」に修正

1-1-38 諸法令の遵守

- ・第1項「諸法令の遵守」について、各法律の改正時期を更新
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」、「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を追加

1-1-41 施工時期及び施工時間の変更

第1項「諸法令の遵守」について、

1-1-43 提出書類

- ・第2項「休日または夜間の作業連絡」の「なお、施工計画書に予め」を「なお、現道上の工事についても予め」と修正

1-1-48 主任技術者及び監理技術者等

- ・第1項の「なお、受注者が特例監理技術者を定める場合には、本項(1)の資格を有する監理技術者を選任するものとする。」を削除
- ・第2項の「特例監理技術者、」を削除。交代の条件に「被災」を追加。
- ・第3項の「または、特例監理技術者」を削除
- ・第4項と第6項の「特例監理技術者」を削除

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

- ・「3. 適用規定(2)」の『「コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定]」（土木学会、2018年3月）』を『「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定] (施工編)」（土木学会、2023年9月）』に修正

第2節 適用すべき諸基準

3-4-4 材料の計量及び練混ぜ

- ・『「コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕」（2018年3月）』を『「コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕」（2023年9月）』に修正
- ・「3. 適用規定」の『「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕」（2018年3月）』を『「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕」（2023年3月）』に修正

第4節 現場練りコンクリート

3-4-4 材料の計量及び練混ぜ

- ・「2. 材料の計量」の（6）の「容積」を「体積」に修正
- ・「2. 材料の計量」の（7）の表の記載を修正

第5節 運搬・打設

3-5-9 養生

- ・「2. 湿潤状態の保持」の記載を修正
- ・「2. 湿潤状態の保持」の表のタイトルの「コンクリートの標準養生期間」をコンクリートの湿潤養生期間の目安に修正。
- ・「2. 湿潤状態の保持」の表について、「中庸熱ポルトランドセメント」と「低熱ポルトランドセメント」のコンクリートの湿潤養生期間の目安を追加

3-6-3 加工

- ・「3. 鉄筋の曲げ半径」について、記載を修正
- ・「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕」を「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕」に修正

第8節 暑中コンクリート

3-8-2 施工

- ・「3. 打設時のコンクリート温度」について、「打設時のコンクリート温度は35℃以下とする。」を「打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃以下とする。」に修正

第9節 寒中コンクリート

3-9-2 施工

- ・（1）について、「そのまま」を削除

3-9-3 養生

- ・「表3-5」中の気象条件を修正

第 11 節 水中コンクリート

3-11-2 施工

- ・「7. 水中コンクリート打設方法」について、「トレミーまたは、コンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。」を「トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。」に修正
- ・「9. トレミー打設の（1）について、「トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は、常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。」を「トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。」に修正

3-11-3 海水の作用を受けるコンクリート

- ・「1. 一般事項」について、「を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。」を削除し、「波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。」を追加。
- ・「2. 水平打継目の設置位置」について、「60cm」を「600mm」に修正

第 12 節 水中不分離性コンクリート

3-12-3 コンクリートの製造

- ・「1. 一般事項」について、「水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。」を「水及び混和剤溶液は第 1 編 3-4-4 材料の計量及び練混ぜ、表 3-3 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。」に修正

第 2 編 材料編

第 2 章 土木工事材料

第 6 節 セメント及び混和材料

2-6-1 一般事項

- ・「2.セメントの貯蔵」について、「防湿的な構造」を「防湿構造」に修正

2-6-3 混和材料

- ・「5.急結剤」について、『「コンクリート標準示方書（基準編）〔2018 年制定〕 JSCE-D 102-2018 吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018 年 10 月）』を『「コンクリート標準示方書（基準編）〔2023 年制定〕 JSCE-D 102-2023 吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023 年 9 月）』に修正

第 3 編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

- ・「環境省 水質汚濁に係る環境基準」について、「(環境省告示第2号) (令和3年10月)」を「(令和5年3月13日環境省告示第6号) (令和5年3月)」に修正
- ・「日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧」に「[令和4年度改訂版]」を追加。「平成9年12月」を「令和5年2月」に修正
- ・「労働省 騒音障害防止のためのガイドライン」について、「平成4年10月」を「令和5年4月」に修正
- ・「土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）について、「2018年制定」を「2023年制定」に修正。「2018年10月」を「2023年9月」に修正

第6節 一般舗装工

1-6-11 グースアスファルト舗装工

- ・表1-41(2)を削除

第10節 仮設工

1-10-8 地下水位低下工

- ・「2.周辺被害の防止」について、「確認につとめ」を「確認に努め」に修正

第14節 法面工（共通）

1-14-2 植生工

- ・「8.耳芝」について、図1-7の側溝の図を削除

第17節 植栽維持工

1-17-3 樹木・芝生管理工の施工

- ・「1.樹木・芝生管理の施工」について、「指示をうける」を「指示を受ける」に修正
- ・「2.剪定の施工」について、「ガイドラインの策定」を「ガイドラインの改正」に修正

第4編 河川編

第3章 橋門・橋管

第2節 適用すべき諸基準

- ・「国土交通省 河川砂防技術基準」について、「平成4年10月」を「令和5年10月」に修正
- ・「国土交通省 機械工事施工管理基準（案）」について、「平成4年3月」を「令和5年3月」に修正

第5編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第2節 適用すべき諸基準

- ・「土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013年制定]（2013年10月）」を「土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月）」に修正
- ・「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）」を「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）」

第6編 ダム編

第1章 コンクリートダム

第2節 ダムコンクリート

1-4-5 材料の計量

- ・「2.各材料の計量」について、「容積で計量してもよいものとする。」を「第1編 3-4-4 材料の計量及び練混ぜ、表3-3 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。」

第7編 道路編

第2章 補装

第2節 適用すべき諸基準

- ・「土木学会 補装標準示方書（平成27年10月）」を「土木学会 補装標準示方書[2023年制定]（令和5年10月）」に修正

第4節 補装工

2-4-10 コンクリート補装工

- ・「4.初期養生」について、「コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、」を「十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、」に修正。

第3章 橋梁下部工

第2節 適用すべき諸基準

- ・「日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）」を「日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版]（令和5年2月）」に修正。

第6章 トンネル（NATM）

第4節 支保工

6-4-4 ロックボルト工

- ・「2.地山との密着」について、「すみやかに」を「速やかに」に修正

第5節 覆工

6-5-3 覆工コンクリート工

- ・「3.コンクリートの締固め」について、「すみやかに」を「速やかに」に修正

第9節 挖削補助工

6-9-4 挖削補助工B

- ・「2. 施工上の注意」について、「すみやかに」を「速やかに」に修正

第7章 コンクリートシェッド

第2節 適用すべき諸基準

- ・「土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]（2018年3月）」を「土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月）」に修正
- ・「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）」を「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）」

第15章 雪寒

第3節 除雪工

15-3-1 一般事項

- ・「7. 報告書」について、「連絡するものとし」を「連絡するとともに」に修正

第9編 公園緑地編

第2章 植栽

第3節 植栽工

2-3-2 材料

- ・「4. (3)」について、「配管用炭素鋼管」を「配管用炭素鋼鋼管」に修正。

第4章 施設整備

第3節 給水設備工

4-3-2 材料

第1項の

- ・「JISB2062」について、「水道用仕切弁」を「水配管用仕切弁」に修正
- ・「JISB8372-1」について、「第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項」を削除し、「及びフィルタ付減圧弁」を追加
- ・「JISG3448」について、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に修正

第2項の

- ・「JWWAG115」について、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に修正
- ・「JWWAG116」について、「ステンレス鋼管継手」を「ステンレス鋼鋼管継手」に修正
- ・「JWWAk131」について、「ダクタイル鉄」を「ダクタイル鉄」に修正

第5節 汚水排水設備工

4-5-2 材料

第1項の

- ・「JISG3459」について、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に修正
- ・「JISG3448」について、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に修正
- ・「JISG3452」について、「炭素鋼管」を「炭素鋼鋼管」に修正

第 6 節 電気設備工

4-6-2 材料

- ・第 1 項の「JISC3653」について、「付属書」及び「波付硬質合成樹脂管」を削除

第 9 節 遊戯施設設備工

4-9-2 材料

- ・「JISG3448」について、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に修正

第 12 節 建築施設組立設置工

4-12-2 材料

- ・第 1 項の「JISK6807」について、「ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状」を「木材用ホルムアルデヒド系樹脂」に修正

第 13 節 建築施設組立設置工

4-13-3 塗装仕上げ工

- ・第 10 項の表 3-2 について、「6. 色押さえ」を削除

第 5 章 グラウンド・コート整備

第 4 節 スタンド整備工

5-4-2 材料

- ・第 1 項の「JISG3452」について、「炭素鋼管」を「炭素鋼鋼管」に修正
- ・第 5 項の「JISK5551」について、「構造用」を「構造物用」に修正。「JISK5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）」を削除。

第 5 節 グラウンド・コート施設整備工

5-5-2 材料

- ・第 1 項の「JISG3452」について、「炭素鋼管」を「炭素鋼鋼管」に修正
- ・第 7 項の「JISK5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）」を削除

第 12 編 土地改良編

第 7 章 ため池改修工

第 2 節 堤体工

7-3-4 盛土工

- ・第 4 項を削除